令和８年（フ）第１０４８号
広島市安佐南区安東５丁目30番17号
債務者　藤本　敦子
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１１０５号
広島県廿日市市六本松１丁目４番10―205号
債務者　河野　美幸
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１１０９号
広島市安佐南区東原３丁目14番38―201号
債務者　山下真由美
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２９１号
青森市大字野沢字沢部34番地　新山方
債務者　鈴木　秀幸
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで
青森地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２９５号
青森市妙見１丁目14番３号
債務者　吉田　　豊
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで
青森地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第５１３号
神奈川県平塚市纏１丁目６番２号
債務者　金　　泰仁
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第５３６号
神奈川県小田原市清水新田206番地の２　レオパレスＪＯＬＬＹパート２　102号室
債務者　高井　一美
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第９３４号
広島県安芸郡熊野町呉地３丁目14番16号
債務者　茅本　樹梨（旧姓二井本、重田）
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１００３号
広島市中区基町20番１―736号
債務者　淀川　　斉
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１０４５号
広島市安佐南区高取北３丁目１番33―302号
債務者　森田　将矢
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１５０号
宮城県遠田郡美里町和多田沼字和多屋敷23番地９
債務者　横地　孝之
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

令和８年（フ）第１６２号
宮城県大崎市古川南町三丁目１番30号
債務者　佐々木優助
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

令和８年（フ）第１００号
山口市宮野下247番地７
債務者　山根　瑞季
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
山口地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１５０号
山口市大内矢田南５丁目11番６号　ハイツ矢田101
債務者　村上　耕一
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
山口地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第６０号
鹿児島県南さつま市加世田白亀1445番地13　コーポさがみ103号、従前の住所鹿児島県枕崎市立神本町426番地
債務者　吉嶺　　愛
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部破産再生係

令和８年（フ）第１６８号
島根県松江市宍道町宍道1073番地　横町団地１―103
債務者　土江　加尾理
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
松江地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１７２号
島根県松江市山代町712番地　市営来美アパート３号棟401号
債務者　門脇まゆみ
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
松江地方裁判所民事部